

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月18日
【会社名】	株式会社GENDA
【英訳名】	GENDA Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 申 真衣
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号東京汐留ビルディング17階
【電話番号】	(03)6281-4781(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 渡邊 太樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号東京汐留ビルディング17階
【電話番号】	(03)6281-4781(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 渡邊 太樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	3,200,000,400円(注) (注) 募集金額は、株式会社GENDA(以下「当社」)を株式交付親会社、株式会社シトラムを株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」)に関して、本株式交付の対価として取得する株式会社シトラムの株式数及び本株式交付の株式交付比率を勘案した当社普通株式交付数に2024年6月26日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「東証終値」)を乗じて算出した金額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年6月27日付をもって提出した有価証券届出書及び2024年7月16日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2024年7月18日に臨時報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加し、併せて記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 臨時報告書

4 訂正報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

（訂正前）

海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

当社は、2024年7月16日開催の取締役会において、当社普通株式について、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）における募集による新株式発行（5,180,000株）（以下、「本海外募集」という。）及び当社株式の海外売出し（1,000,000株）を行うことを決議しております。詳細につきましては、2024年7月16日提出の臨時報告書をご参照ください。なお、本海外募集に係る発行価額（会社法上の払込金額）、増加する資本金及び資本準備金の額並びに発行価格（募集価格）は、2024年7月17日から2024年7月22日までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定いたします。

（訂正後）

海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

当社は、2024年7月16日開催の取締役会において、当社普通株式について、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）における募集による新株式発行（5,180,000株）（以下、「本海外募集」という。）及び当社株式の海外売出し（1,000,000株）を行うことを決議しております。詳細につきましては、2024年7月16日提出の臨時報告書及び2024年7月18日提出の臨時報告書の訂正報告書をご参照ください。なお、本海外募集に係る発行価額（会社法上の払込金額）、増加する資本金及び資本準備金の額並びに発行価格（募集価格）は、2024年7月17日に決定されました。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

（訂正前）

（前略）

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年7月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年4月30日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年7月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年6月11日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年7月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2024年7月16日に関東財務局長に提出

（後略）

（訂正後）

（前略）

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年7月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年4月30日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年7月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年6月11日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年7月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2024年7月16日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の2024年7月16日提出の臨時報告書の訂正報告書）を2024年7月18日に関東財務局長に提出